

N・チェムバレンの宥和政策とロカルノ条約

北島平一郎

目次

- 一、ロカルノ条約の意義
 - ミュンヘン協定と独東方問題
 - ロカルノ条約の締結
 - ロカルノ条約と平和
 - ロカルノ条約とミュンヘン協定
- 二、英仏兩國とロカルノ条約
 - ロカルノ条約の前提
 - 英国とベルサイユ体制
 - 英国の戦後対独態度
 - フランスの対独態度
 - フランス同盟
 - 仏新同盟の意義
 - ドイツ・イレデント
- 三、独ソ兩國の結合
 - 英仏独ソ四国関係
 - 独ソ兩國軍事提携

ラッパロ条約

独ソ両国離間

四、ロカルノ条約とポーランド

ロカルノ条約の独西国境保障

仲裁裁判と国境保障

チェッコスロバキアとポーランド

ソ連・ポーランド戦争

ロカルノ条約の真の意義

ポーランドと独ソ両国

五、ロシアとボルンエビズム

ボルンエビズムの疎外

西欧のロシア疎外

六、むすび

ロカルノ条約とミュンヘン協定の同質性

一、ロカルノ条約 (Les accords de Locarno) の意義

ミュンヘン協定と独東方問題

N・チェムバレン (N. Chamberlain) のミュンヘン対独宥和政策は、その内容、チェッコスロバキアのズデーテン地方を三百万のドイツ民族とともにヒットラー・ドイツに譲渡するものであった。これは端的にいうならば、独東方問題の解決を意味した。ベルサイユ平和下におけるドイツにとって、最も喧しい問題は、独東国境の改訂願望であった。この改訂なければ、ドイツは、ベルサイユ平和を承認しない。この問題には、ここまでの言い切りさえもがあ

った。これには一般的な独民意の願望背景があり、この問題を放棄すれば、ドイツではどの内閣も一日も台閣にとどまりえないとすらいわれた。⁽¹⁾

N・チェムバレンは、この困難な問題を、ミュンヘン協定でもって、快刀乱麻をたつ概をもつて、一閃解決した。しかしこれによって、ベルサイユ平和条約は旧協商連合国自らの手で破られ、ラインランド進駐、独再軍備等一連のヒットラー・ドイツによるベルサイユ平和条約破却に最後のなどめをさすこととなった。そしてそれとともに、フランスはおのれが構築した、フランスの東方同盟協商体制——ポーランド、チェッコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラビア等との——⁽²⁾を、自らがミュンヘン協定に参加して、チェッコスロバキア国境変更を断行することによって、弊履の如くに破り去ったのであった。ここをもつてフランスは、あれほど、一九一八年以来、希求してやまなかつた独自のフランス安全保障体制造成企図を放擲し、これを、英独共同宣言、独仏宣言を通じてのドイツの保障と英国の仏援助に全的に依頼することとなつたのであった。しかしもちろん、英国にしても、フランスにしても、ミュンヘン協定を結んだ時、それによって今までの平和が破れ、大きな危険と災厄が彼らの頭上にふりかかってくると思えてそうしたのではなかった。これはもちろんのことである。彼らはミュンヘン協定を締結することによって、英仏両国が全く大きな犠牲を払うことによつて、以後の欧州平和、ひいては世界平和を購うことができると思心信じてこの挙に出たのであった。そのことは、N・チェムバレンのさまざまの述懐の中に端的に示されている。⁽³⁾

ミュンヘン協定は、N・チェムバレンが、英仏両国の運命と世界の平和を賭けた、一世一代の大勝負であつたのであつた。そしてこの満腔の平和期待をはらむ一挙の中心となつたものは、先にふれた、独東国境問題の解決であつた。そしてこのドイツ東方問題の解決はいうまでもなく、ミュンヘンで突如姿をあらわしたものでなく、それへの足が

かりと引き金は、すでに一三年前に準備されていた。それが、ロカルノ条約の締結であった。

ロカルノ条約の締結

一九二五年一〇月一六日、スイス、マジョル湖畔ロカルノ市において、いわゆるロカルノ条約が英仏独白伊、ポーランド、チェッコスロバキア七カ国の間で締結せられた。⁽⁴⁾これは第一次世界大戦後、画期的な条約締結の一つであ

論
つた。これによって参加各国は、独仏国境、独白国境、ライン非武装地帯の現状維持を再確認し、将来の平和確保、紛争処理のため、これら三国間に仲裁裁判条約の締結を行った。更にこの方策は、ドイツとポーランド、チェッコスロバキアとの間にもおし及ばされ、これら三国間に独仏白三国間と同性質の仲裁裁判条約が締結せられたのであった。そしてなおこれをたしかなものとするため、フランスは、ポーランド、チェッコスロバキアとの間に将来の被侵略危険に対処するため、彼らの間の相互援助条約を締結したのであった。そしてなお、これらを更に確実なものとするため、英国とイタリアがロカルノ条約の保障者となることとなった。こうしてロカルノ条約は、第一次大戦後の欧州に平和の確保を具体的なものとしたのであった。⁽⁵⁾

ロカルノ条約と平和

ロカルノ条約が締結された欧州の主たる政治的意味は、第一次世界大戦後における独仏和協の具体化であった。すなわち、独仏関係は、ドイツのいわゆる賠償支払い忌避態度により、連合国による、ジュッセルドルフ、ジュイスブルグ、ルーロルト三都市の占領から、ついに仏白両国によるドイツ・ルール炭田の軍事占領という戦後最悪の事態へと発展した。⁽⁶⁾（一九三三年一月一日——一九二五年七月三日）この葛藤は、あわや独仏再戦をさえ思わすほどであったが、この危機状態は、米合衆国の介入によって、結局は救われ、ドイツ賠償問題のみなおしと、米国によるドル

のドイツ注入によって、事態は平穩化することとなった。

このドイツ賠償の検討と、ドイツ財政の救済をはからつたものが、ドーズ・プラン (The Dawes Plan)⁽⁷⁾ であつたが、ロカルノ条約は、この米国による欧州財政問題解決への努力をうけて、欧州諸国家によってこの機会を逃さず、欧州政治問題解決への一階梯としてその調印が行われたものであつた。ロカルノ条約は、かくして平和のための条約であつた。更に端的にいうならば、ルール占領を終結させた独仏二国間講和条約だとさえいふことができた。事実、ロカルノ条約が、欧州と世界に与えた平和のセンチメントは、予想を越えた大きなものであつた。それはその昔、ナポレオン一世と英国が和睦したアミアンの平和を彷彿させるものであつた。ロカルノ平和は、独仏和協をたしかなものとし、それとともにベルサイユ平和条約を具体的に普及維持するものだと観念されたのであつた。

こうして欧州はロカルノ時代を迎える。しかしそれは、驚くほどはなばなく、驚くほど短い期間であつた。しかしその条約の締結から米ウォール街 (Wall Street) の恐慌、日本の中国東三省侵入の開始までの数年間に、世界は、「不戦条約 (Pacte de renonciation générale à la guerre.)」世界軍縮条約草案 (Avant-Projet de désarmement mondial.)、紛争の平和的处理条約 (Pacte général d'arbitrage adopté par la Société des nations.)、ジュネーブ海軍軍縮会議 (Conférence navale américano-anglo-japonaise.)、ロンドン海軍軍縮条約 (Conférence navale de Londres.) 等、世界のどの長い期間もが達成できなかった平和のための、また軍縮のための諸条約を、交渉、会談し、締結したのであつた。「不戦条約」はのべた。「締約国は、人類の幸福を促進する敵愾なる義務を深く感じ、ここに国家政策の手段として、戦争の明確な放棄を宣言する時がまさに到来したことを勧告する、云々。」⁽⁸⁾人々はロカルノ条約の成立に欧州平和の到来を信じ、またこれに平和の確立と維持のたしかな願望を寄託したのであつた。しかしロカル

ノ時代は、米国の株式恐慌とともにアッサリと消え失せる。それが、米ドルの欧州流入の上に浮かんでいた平和であった限り、米国の経済的破綻は、すぐさま欧州経済に直接影響し、ロカルノの平和を支えていた基盤が崩壊して、平和の消失となるのであった。

論 ロカルノ条約とミュンヘン協定

人々は平和のためにも精力的に結集したが、またロカルノ後の狂瀾怒濤時代にもエネルギーに蝟集する。しかしここで問題とするのは、ロカルノの平和が簡単に崩壊したのは、米ドルが原因していたのみであろうか、ということである。果してロカルノ条約は、しかく人々の期待と願望を集めた平和の権化としてのみ理解されるべきものであろうかという疑問である。そしてここにいたってわれわれは、ロカルノ条約の中に、ドイツ処遇——ドイツを再び西歐陣営のたしかな一員としてそれに組み入れる——という問題と、そのための独東方問題の取扱い、という大きな問題に逢着しなければならないのである。

ミュンヘンで一九三八年九月二九日、N・チュムバレンが達成した、ドイツ東国境の改訂への引き金は、実はロカルノ条約の中にかくされていたのではなかったかという問題が、こうしてここに浮上するのである。ロカルノ条約の中に、ミュンヘン協定というトロイの馬がかくされていたのではなかったらうかという疑問に答えようとするのが、この小稿の目的となるのである。

ドイツはこの時、一九二二年四月以来ソビエト・ロシアと友好関係にあった。ベルサイユ体制の被疎外者たるソ連邦と敗戦国ドイツとは、戦後、バランス・オブ・パワーの法則に従って、相接近し、友好条約の締結となっていた。それはドイツの武器をソ連領内で生産、蓄積し、ソ連軍人のドイツ軍人による訓練が行われるというような親密さで

さえあったのである。⁽¹⁰⁾ 西欧は当然この独ソの関係を破砕して、ドイツをベルサイユ条約の意図した西欧陣営内にしかりとはめもどす必要にせまられていた。これを遂行したのがロカルノ条約であったという解釈が、ここで問題となるのである。小稿はこのことを説明しようとするものである。そしてドイツをソ連から引きはなすためには、当然ドイツにそれなりの反対給付が必要であっただろう。そしてそれが、ドイツ東方問題の取扱いでなかったかという問題である。⁽¹¹⁾ ロカルノ条約は英国外交が、ミュンヘン協定にいたる一階梯であったという解釈はここから由来しているのである。ドイツを西欧陣営に堅縛するために投げられたボールがロカルノ条約ではなかったのか。それにはミュンヘン協定という果実が実はかくされていたのではなかったかという問題が、ここで小稿がとりあげようとする疑問となるのである。

- (1) Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, ed. by E.L. Woodward & R. Butler, First Series, Vol. I, 1919, H. M. S. O., 1947, (henceforth, cite as D. B. F. P.), No. 16: 3 & 4, pp. 164-65. 例えは独ソ国境の実際状況は形勢不穩、連合国のポーランド向け軍需物資積載列車が、独国内で爆破されている。(一九一九年七月二二日報告)これに独政府隠謀の証拠はあげられていない。ibid., No. 19: 3, p. 210. シレジア、ボズナニア等で、ドイツ人ゲリラが、Wirruszon の村落等を襲い、これを砲撃して、婦女子等を殺傷、村人たちは村と收穫を捨てて逃げ出している。(七月二六日報告)
- (2) Pacte consultatif et Convention militaire franco-polonaise, 19 et 21 février 1921. Traité d'alliance tchéco-yougoslave, 14 août 1920. Traité d'alliance tchéco-roumain, 23 avril 1921. Traité d'alliance roumano-yougoslave, 7 juin 1921. Traité d'alliance roumano-polonaise, 3 mars 1921 etc.
- (3) In Search of Peace, Neville Chamberlain, Libraries Press, reprinted 1971, pp. 173-175. 例えは、ミュンヘン協定の直前一九三八年九月二五日夜、N・チェムバレン首相は英国民にラジオで、「スデーテン・ドイツ問題が解決されたら、欧州におけるドイツの領土要求は終り、平和が回復される。英政府のとっている防衛措置は、用心のためのものであり、それはわれわれが戦争を決意したこと、あるいは、戦争がさし進ましていることを意味しない、」今や、私は諸君に、ここ数日の

出来事を、能う限り冷静にみて欲しいと願う。戦争がはじまらない限り、それを防ぎうるという希望が常に存する。私は最後の瞬間まで平和のために尽力する。グッナイ」とのべている。

- (4) The Major International Treaties, 1914-1973, ed. by J. A. S. Grenville, Methuen, 1974, p. 102. The Recording Eye, 1839-1939, Helmut & A. Gernsheim, G. P. Putnam's sons, p. 201. 正式調印は、一九二五年十二月一日、ロンドン(英国外務省)において。

- (5) Vingt Ans d'Histoire diplomatique, 1919-1939, Jacques Chastenet, Editions du Milieu du Monde, 1954, p. 67. なお、大きく重要なものは、ベルサイユ条約によって規定された独仏白三國境とライン左岸の非武装地帯 (la zone démilitarisée de la rive gauche du Rhin) を維持する誓約を英国と伊太利が保証したものであった。同時にドイツを一方の当事者としてフランス、ポーランド、チェコスロバキア三國が仲裁裁判条約を結んだ。最後にフランスとポーランド、チェコスロバキアが、相互援助条約を締結した。(Des traités d'assistance mutuelle) ロカルノ条約は、フランスにおいても安全と平和の時代の到来として歓迎された。しかしまた、それはフランス外交の失点だとされる。すなわちフランスは条約によって、英伊兩國の一方的保証を受け、ドイツに好意を示して、ルールの実行にそった行動を以後不可能とし、同様の保証 (la même garantie) をポーランドとチェコスロバキアの同盟者や同調者 (ses alliés et clients) に及ぼさない解決を受け入れたからである。ブリアン (Briand) はその時「士氣と財政に枯渴したフランスは、新しい戦争気構えの何らの傾向も有しなかつた」とのべた。この時議會で論議がつくされた軍事機構についての結論は、一九二九年のマジノ線 (la ligne Maginot) の構築に落着したが、それは純粹に防衛一点張りの基盤においてであった。

- (6) 大阪経済法科大学法学論集(以後「法学論集」として引用)、「六号」N・チェムバレンの宥和政策とドイツ賠償問題(拙稿) 四五一—五二頁、参照

- (7) The Major International Treaties, 1914-1973, J. Grenville, op. cit., p. 100. ドーズ・プランは「ベルサイユ条約によるドイツ賠償とその他の金銭的支払い義務を軽減するため、賠償委員会 (Reparation Commission) によって任命された第一専門家委員会 (First Committee of Experts) の答申に基づいてなされた計画を実施することを任務とした。A Diplomatic History of the American People, Thomas A. Bailey, Prentice-Hall, Inc., 1974, renewed, pp. 661-664. しかし「これによって連合国のワシントンへの戦債支払いが、ドイツの連合国に対する賠償支払いと結びあわされた奇妙な財政メリー・ローランドがまわりはじめた。ドイツの経済的復興が、その高金利と結合して、米国の民間投資家に一九二四年から三年にかけてドイツに約二二億五千万ドルの借款を行わせた。そしてこの時期、米國は戦債返還として約三〇億ドルを得たの

- であった。つまり、アメリカ民間投資家は、ドイツにドルを貸しつけ、ドイツはそれをもって、賠償の形で、連合国に支払った。連合国はそれを米国国庫に支払ったのである。
- (8) *Histoire Diplomatique, de 1919 à nos jours*, J. B. Duroselle, Librairie Dalloz, 1957, pp. 109-111. The Major International Treaties, op. cit., p. 108. 一条 締約国は、その国民 (peoples) の名において、国際紛争解決のため、戦争に訴えることを断罪し、(condemnation) そしてその相互関係において国策の手段としてそれを放棄することを宣言する。二条 締約国は、彼らの間に起りうる、どのようなものであれ、またどのような成り立ちのものであれ、一切の論争、紛争 (differences ou conflicts) の解決を、平和的手段によるのでなければ、はからわぬことに同意する。
- (9) *Problems in american history, fourth edition*, ed. by R. W. Leopold & two others, Vol. 2, Prentice-Hall, Inc., 1972, pp. 271-278. アメリカの恐慌はその全株式の三分の二の価値を失わせ、財貨とサービスの国民生産を四〇%まで削減し、失業者は、そのピーク時に千五百万人を数えた。その救済策たるニュー・ディール (New Deal) は、政府支出、公共投資を巨大な額に上らせ、その上、一九二〇年代の自由資本主義が生み出した弊害である富の偏在を是正するとし、購買力の保護育成につとめ、労働立法、社会福祉を促進増大した。この政策は、一九三九年からの世界戦争に吸収されて、延命、戦後になお発展する。
- (10) *Documents on the Russian Revolution & the Soviet State, 1917-1921*, ed. by M. McCauley, Macmillan, 1975, pp. 195-96. 対独ソビエト代表コップ (V. Kopp) より軍事革命協議会議長トロツキー (L. D. Trotsky) 宛、一九二一年四月七日書簡。「貴下既知のドイツ・グループとの話し合いは今日までのところ以下の如き成果である。このグループは、われわれの軍需産業を、特に空軍、潜水艦隊、兵器製造の三部門で回復すために、われわれとの協調を必須のものと考えている。このグループは、嚴重な秘密裡に Blohm und Voss (潜水艦)、Albatroswerke (空軍)、Krupp (兵器) に接触を行つ、これら会社は、彼らの技術資源、必要な設備を供給することを準備している。……」書簡は、このあとノイマン (Neumann) なる人物を、数名のドイツ技術者をソ連に送りこむためとなお事態を精査するため派遣することに、トロツキーの賛成を求めている。この書簡の線にそって独ソ軍事提携が進捗する。ただし、潜水艦隊の創設協力は、後に中止となった。Ibid., pp. 138-39. 独外相キュールマン (Kühnmann) から総司令部連絡将校宛電報は、一九一七年一月三日、ボルシェビキの政權掌握時から、早くも独側で、対ソ国家援助の施策が、種々検討されていることを示している。その内容は、鉄道復興、国家借款、穀物、物資の確保等であった。ドイツがレーニン (L. Lenin) を特別列車でロシア内に送りかえたことは有名な事実であるが、ボルシェビキを通じてロシアと手をにぎり、西欧戦線を攪乱する策戦は、爾来、継続的に模索されていた。

(11) Histoire des Relations Internationales, P. Renouvin, Tome Septième, Les Crises du XX^e Siècle, de 1914 à 1929, Hachette, 1969, p. 275. 一九二五年一〇月に、ロカルノ条約を締結することによって、ドイツ政府はラッパロの政策を放棄し、西欧との共同戦線 (front commun) に入ることをきめた如くであった。ソ連新聞はこれを評して、ソビエト同盟 (l'union soviétique) に対向する戦争機関 (machine de guerre) といった。フランスは一九二六年六月ルーマニアと同盟条約を締結して、ベッサラビア回復をさせるソ連の鼻をあかした。英国がポーランドとバルト諸国との連合を策する外交は、交通遮断線 (cordon sanitaire) の再開として、ソ連指導部をいらだたせた。

二、英仏両国とロカルノ条約

ロカルノ条約の前提

ロカルノ条約の成立を促進したのは、もちろん英国であり、少なくとも英国の承認なくしては、その成立はありえなかつた。英国はすでに仏白両国のルール占領に、その非違をならし、占領の終結に努力したのであったが、英国の努力の具体的あらわれとしてドーズ・プランの採択が結果した。該プランはいうまでもなく、米合衆国がその主催者であり、米人チャールズ・ドーズ (Charles G. Dawes) がこれをとりしきったが、そこには英人キンダーズレイ (R. M. Kindersley) の参加があり、また英人マッケンナ (Sir Reginald McKenna) はこれと同趣旨の別の委員会を主催する等あり、英国が、ルール占領という極悪事態にもつれこんだ第一次大戦後欧州紛乱の収束に最も熱心であったことは、明白な事実であつた。⁽¹⁾

それあるかな、ドーズ・プランの第一の目標は、ルール占領の終結とその仏白両国軍のルール撤兵にあつた。ドーズ・プランはこれを一九二三年九月一日をもって開始するとうたっている。こうして前述の如く、一応収束に向つた

独仏両国最悪関係を良好化するため、ここに何らかの具体策が必要であり、それがロカルノ条約に結集するのであるが、これは、ルール撤兵の完了した一九二五年七月がすぎると直ちに具体化され、三カ月後の一九二五年十月に該条約の成立となったのであった。

この種類の一般協定を欧州の平和回復、確立、維持に向けて締結するのが、英国の責任となった。⁽²⁾このためには、当然、欧州が根本的利害関係対立圏に分裂するのを避けること。国際連盟の範囲内で、一般的 (universal) 一致団結 (solidarity) をかちとる如き協定を締結することが至上命令となった。かくして英国はこの命題の下にロカルノ条約の締結に参画するのである。この立場は、英国の欧州秩序の維持、客観的正義の総攬者、国際連盟の護持者としての立場には一致するけれど、これは英国外交の伝統派、孤立主義者の心情には合致しないものであった。英国の国益の第一は、⁽³⁾ロモン・ウエルス (the British Common Wealth of Nations) 領土、属領の防護、海外貿易ルート、通信の確保にあり、英国の国際的責任は、英国国家利益の強く関連する地域に対してのみとらるべしというのが、その主張であった。しかも英国は当時、相互安全保障条約草案 (the Draft Treaty of Mutual Guarantee、一九二二年七月) とジュネーブ議定書 (the Protocol for Pacific Settlement of International Disputes、一九二四年十月) を二つながら否決して、その成立をはばんだばかりであった。⁽⁴⁾この一般的軍縮と国際紛争の司法的、仲裁的解決をはかろうとする一大試図を否定して、英国が、どこに客観的国際正義を云々することができるかというのが、当時英国に加えられるべき当然の非難であった。こうしてどちらの側面——国際的正義か、孤立主義か——を強くして、ロカルノ条約の締結に対処すべきかが、英国外交の当時、当面の大問題となった。

英国とベルサイユ体制

ベルサイユ体制下における英国の根本政策は、平和を維持することにあつたことはもちろんであつた。しかし英国のベルサイユ体制に対する態度は、この平和体制を絶対的な、動かすべからざるものという前提にたった平和護持ではなかつた。このところが重要な点である。英国はベルサイユ体制を一時的な現象としてとらえていた。これは早急にすぎぬ結論をもつて造成された体制であり、時間のたつともにもつと各国の事情と実力にそつた体制へと移行してゆかねばならないものであるという認識である。これはウィルソン米大統領 (T. Woodrow Wilson) の考え方と一脈通じるものがあつた。ウィルソン大統領は、ベルサイユ体制は、時間の経過するともに、その悪しき面、憎しみの面が、おいおい捨象され、平和と国際連盟の面が強く各国家間にあからさまとなつてゆくと信じ、期待してゐたのである。⁽⁵⁾ 英国は、かくの如く、ベルサイユ体制を一時的 (temporary) なものととらえ、かつ変化しうるものと考えていたのであつた。

そしてそれは、ある点では、ベルサイユ体制は、悪しき面を強く含んでいるという理解の上になつたものでさえあつたのである。英国のドイツに対する態度、施策は、この点に基づくことが多かつた。英国のベルサイユ体制の非違を是正するという態度、ドイツの賠償支払いは、ドイツの支払える能力を限度とし、戦争を知らない世代の抬頭とともに消滅すべきもの、仏白両国軍によるドイツ炭田ルールの占領は、悪業であるといった認識は、この考えに基づくものであつた。⁽⁶⁾

英国のドイツ処遇の根本は、ドイツを覚醒した民主主義国としてベルサイユ体制内に復活させ、こんどは、それを明確な西欧陣営内の一員として、英仏安全保障圏に緊縛するというものであつた。これが、英国の対独態度として最も基本的なポイントであつた。

英国の戦後対独態度

英国はドイツを経済的に復興させて、これを欧州経済圏の有力な一員として再生させることを考えていた。これが対独賠償等をあまり苛酷にならぬようにするという考えともなったが、英国によれば、ドイツはベルサイユ条約によって痛めつけられすぎたという認識である。ドイツは限界を越えて軍縮させられていたし、これは主として英国の手によってではあったが、植民地を剝奪され、海軍を消去され、また海外貿易や資産等をもうばいとられていた。そしてこの点、英国はドイツの実力を過小評価していたとも考えられるが、ドイツは英国にとりもはや恐るべき敵ではなく、ドイツによる直接攻撃は、英国本土に対し、しばらくはありえないと考えていた。これは空軍の発達を度外視した戦略論であったが、それはそれで当時人心に受け入れられる基盤をもっていた。⁽²⁾

しかしこうした考えよりも、英国にとつての欧州経済圏復活の願望はより強く、またより一般的なものがあつた。こうしてこのためにはドイツの経済復興をはかり、ドイツの貨幣を安定させることがまず第一目標となつた。このためドイツの天文学的インフレを収束するため、ドーズ・プランにおいて、ドイツの旧一兆マルクを新一金マルクとし、一米ドルを独新四・二金マルクとする等の措置を行つた。英国自身も強い経済力復興願望に支配されており、一九二五年四月二八日には、待望の金本位制復帰を断行した。これはポンドの対米ドル旧為替平価、一ポンド＝四・八六ドルによる金本位制復帰で、この点種々の問題をはらんでいたが、これはここに英国が、一七七二年以来第一次大戦まで継続した金本位制に一九一九年七月の米合衆国に続いて復帰し、強力英ポンド圏の活性化を夢みたことを意味し、このことは英国が、ここに再びポンドをもって世界為替市場の安定をはかり、これを支配しようという熾烈な願望を有していたことのあらわれにほかならなかつたのであつた。

これが、英国の戦後対独態度の根幹であり、この点筆者は前稿等でしばしばふれてきたところである。この問題は、英国とフランスで根本的に異なっていた。フランスは、ドイツをあくまでも仇敵として遇し、その復興等も妨げ、これをどこまでも抑圧しようとした。フランスはこれを英国との連携において実行することを望み、第一次世界大戦前、英仏両国の軍事同盟がもし存在したならば、あの大戦は勃発しなかったであろうと主張し、なお英国との強固なドイツ目標の同盟体制の確立を希求していた。しかしこれは英国のるところではなく、英国は第一大戦後はその防衛線をドーバー (Strait of Dover) から漸くライン河にまで延長してきたが、そこから東へは出ようとす態度ではなかった⁽⁸⁾のであった。

フランスの対独態度

フランスの、第一大戦後対独態度は頗る明確であった。それはドイツを完膚なきまでに痛みつけ、抑圧しようというものであった。できればドイツを地図の上から抹殺したいほどの気持であった。そしてそれは一にかかってフランスの安全保障の問題からであった。大ナポレオンのフランスは欧州を席捲し、プロシア等眼中になき如くであった。それが、ナポレオン三世が、セダンで八万の精兵とともにビスマルクの軍門に降ってからは、事態は悪化した。仏敗戦とともにパリ・コミューン (Commune de Paris) が起り、仏政府軍と叛乱軍との凄惨な市街戦が、花のパリで、進駐してきたドイツ軍の眼前で展開された。一九一四年の戦いでは、パリは独軍の攻撃を一髪の間にもまぬがれた。しかし北仏の原野は戦場となり、緑の沃野は破壊しつくされた。フランスでは壮丁百五十万人が戦死し、同数のものが負傷した。

こうしてフランスの上下は、もう二度と再び戦争が起ってまた、ドイツ軍がパリを攻撃してくることの災厄を何と

しても防止しなければならぬと誓い合った。これが憎いドイツの再生を絶対くいとめねばならぬという決心になった。天文学的数字となるべき賠償をドイツに課して、これを経済的奴隷の状態におくことが決定され、実行が促進された⁽⁹⁾。安全保障として、フランスはまず、ライオンランドをフランスに併合するか、これをドイツから分離して一自由国とするかが模索され、連合国に要求された。米英両国は当然これを拒否した。次に米英仏三国間の相互援助条約締結が持ち出され、これは一旦、三国間に署名調印された。内容はドイツのフランス侵攻の場合、米英両国は、フランスの対独抵抗をたすけるというものであった。これはウィルソン大統領がロイド・ジョージ (Lloyd George) 英首相にいて締結されたものであった。しかしこれも一九二〇年三月には、米国議会で批准されず、英国もまたそれに同調して結局最後廃棄されてしまった。⁽¹⁰⁾

フランス同盟

フランスはあせていた。その第一安全保障企図は無に帰し、米英両国にその限りでは見放されたフランスは、しかしあくまで同盟計画に固執した。それは半世紀も前のビスマルクの故智を見ならうかの如くであった。フランスが新しく求めた同盟のパートナーは、ベルギーであり、ポーランドであり、チェッコスロバキアであり、ユーゴスラビアであった。こうした新興国を同盟者に求めようとするフランスのなりふりかまわぬ外交は、やはり批判されねばならないであろう。一九二〇年九月七日には、フランスはベルギーと一軍事協定 (l'accord militaire) を結び、これを手はじめとして、一九二一年には、二月にポーランドと協定を、一九二五年には、これと同盟条約 (Traité d'assistance mutuelle franco-polonais, le 16 octobre 1925) を締結した。以下、一九二四年にはチェッコスロバキアと同盟を、更に翌年にもこれを強化した (Traité d'assistance mutuelle franco-tchécoslovaque, le 25 janv. 1924 et le

説

16 octobre 1925.) 一九二七年一月一日には、ユーゴスラビアと同盟 (Traité d'amitié franco-yougoslave, le 11 novembre 1927.) を結んだ。

論

これらの条約の内容は、平和の保持と国際連盟規約の厳守を促進、強化するものであったが、例えばチェコスロバキアとの同盟では、締約国の安全のため、緊急事態につき、とるべき手段を合意し、サン・ジェルマン条約 (Treaty of St. Germain) シュネーブ協定 (Geneva Protocol) 連盟規約等の文言と精神に依拠して、これらに反するまた齟齬する事態の生じた場合には、とるべき手段を協議し、ハプスブルグ家 (Hapsburg) ホーヘンツォルラーン家 (Hohenzollern) の復辟に反対する等、条件、文言等いたれりつくせりの考慮を払い、それらを内容としたものであった。

また一方、チェコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラビア三国は、一九二〇年八月から一九二一年六月にいたる間にそれぞれ二国間協定を締結し、これらは、当該国家間の三国同盟を形成した。いわゆる小協商 (petit entente) の成立である。その内容は、トリアノン平和条約 (Treaty of Trianon) マイイー平和条約 (Treaty of Neuilly) の遵守を誓い、オーストリア、ハンガリー帝国の再生企図、膨張主義の抑圧をうたい、これらの脅威、また彼らの独立への侵害あった場合の相互防衛を誓約したものであった。そしてフランスは前記の諸条約を通じ、また一九二六年一月にはルーマニアとの協定締結をもって、この小協商とも同盟的連携を形成し、これを保持するのであった。⁽¹²⁾

仏新同盟の意義

フランス新同盟の要点は、右述した如くであるが、フランスはこれによって自己の安全保障をたしかかなものとしようとしたのが、その形成の目的であった。しかしそれは最初から無理な注文であった。まず第一にこれら新興国は、

ベルサイユ条約以下の第一次大戦諸平和条約の産物であった。その限りこれらの国々は、人にたよられるより、他人にたよらなければならぬ立場にたっていた。理屈は何とでもつくとし、たしかにこれらの国々の人々は、新欧州秩序の造成に懸命の努力を展開し、その出現にそれぞれの貢献を果したことは、いうまでもなかった。しかし東欧、バルカンに独立したこれらの国々が英仏独伊ソ国等に比し、甚だしく非力であったことは、何人も否定できない。独立は彼らに与えられたのか、かちとったのか、その論議はまずおくとしても、彼らが、その独立を防護するために、まず何をにおいてもの第一の努力を傾注しなければならなかったことは、いうまでもなかった。果してフランスと組んで彼らがドイツ膨張主義の運動を抑圧、封じ込める活動ができたかどうか、甚だ疑問なしとしないのである。それかあらぬか、ヒットラー・ドイツの出現とともに彼らはフランス安全保障圏から後退を策し、また彼らの間に結ばれていた相互援助が、その最も必要な時に発動された例は皆無となるという歴史を、彼らは後に身をもってつづることとなるのであった。

ベルギーは、一八三〇年に英仏普墺露五国による永世中立保障を受けた国であり、いわば、要保護国であったのである。これをも英国の代りに仏同盟網の中に組み入れたフランスは、明らかに無理を重ねたのであった。しかもフランスが、ベルギーに依頼することが大きかったのは、そのマジノ線 (ligne Maginot) 防衛を仏白国境には構築してない事実の中に端的にあらわれていた。そして、果してベルギーは、ヒットラーの抬頭とともに仏同盟網より逃れることを望み、中立復帰を策するのであった。⁽¹³⁾

ドイツ・イレデンタ

仏新同盟の第二の問題点は、新同盟者のそれぞれが、実にドイツ・イレデンタの目標そのものであったことである。

ドイツの東方問題に対する態度と施策は、先にふれた如く、ベルサイユ条約その他平和条約の解決を認めず、これらの地方をドイツにとりかえすことにある。そしてその手段として、民族国家主義の大旗をかかげ、いかなる方策にも訴えようとしていたのであった。そのドイツの眼前にフランスが、ベルサイユ条約その他の屋上屋を重ねる如き態度をもって、これらの国々の独立、平和、安全保障を防御する施策を打ち出したのであった。これが全ドイツの神経を逆撫でたことは、想像にかたくない。そして当然、フランスはこの新同盟によって自国の安全保障を強化することよりも、新同盟者防御のための危険を真向から背負いこんだ形となるのであった。

そして当然、ドイツは、こうしたフランスの同盟網の形成を打破する方向へ動いた。ドイツといえどもフランスのかる対独施策を、ただ腕をこまねいて眺めているわけにはいかなかった。そしてそれはドイツによるソ連への接近であった。フランス新同盟網を、もう一つ外から包みこむ同盟網の結成、これが、ドイツの対仏政策となった。そしてその時、独ソ両国間の直接の取引の目的は、ポーランド問題となるのであった。

- (一) *The Major International Treaties, 1914-1973*, J. A. S. Grenville, op. cit., p. 100. *Vingt Ans d'Histoire diplomatique, 1919-39*, J. Chasteney, op. cit., pp. 60-70. ドーズ・プラン(一九二四年四月八月)は、賠償委員会によって任命された専門家第一委員会の案ということであったが、本来独政府の賠償支払いを円滑化するための目的を有した。しかしこれは第一大戦直後のルール占領にまで悪化した独仏関係を正常化するための重大な施策であった。これによって、ドイツは再び、賠償支払いを一〇億二、五〇〇万レンテンマルクからはじめて、四年後に二五億六、八五〇万レンテンマルクとすることが決定され、これに対し、フランスはルール撤兵を行い、そしてなお、独賠償問題を従来フランス支配の賠償委員会から、アメリカ人主宰の委員会 (*un comité que un Américain préside*) に移す、等が決定されたのであった。ドイツはなおロカール条約の締結によって、ライン地帯のコロニー占領を一九二六年一月に、まぬがれることになった。Documents of American History, ninth edition, vol. II, since 1898, ed. by Henry S. Commager, Prentice-Hall, Inc., 1973, pp. 172-73. Documents

- and Readings in the History of Europe since 1918, Walter C. Langsam, LL. D. & J. M. Egan, J. B. Lippincott, 1969, pp. 12-34. 米合衆国は、ベルサイユ平和条約と国際連盟規約を二つながら批准しなかった。このためドイツとの間に平和が法的に回復したのは、一九二一年八月二十五日の対独平和条約の締結があらうからである。(これについての批准は直ちに行う旨規定されている。三条この条約において米国は、米国がベルサイユ平和条約の、四(ザール地域)、五(陸海空軍)、六(捕虜、墓地)、八(賠償)、九(財政)、一〇(経済)、一一(航空)、一二(港、水路、鉄道)、一四(条約実施の保証)、一五(その他)等に均霑するも、なおそれらは米国の意思に反して米国を緊縛するものでなく、これはまた国際連盟規約についても同様である、と規定している。賠償委員会への参加も同様の態度であったが、これがドーズ委員会によって百八十度の転換をとりあげられた。
- (2) The Mirage of Power, Vol. 3, the Documents, British foreign policy, 1902-22, C. J. Lowe & M. L. Dockrill, Routledge & Kegan Paul, 1972, pp. 718-21. すてに、一九一九年第一大戦休戦間近の際、英国閣議はドイツの喪失地として、シュレースウィッヒ、西部国境、東部国境の石炭、鉄鉱産地、そしてそれはヘルリンから七〇哩以内の地点等と規定したが、ライン河を越えることは、ドイツにとって大きすぎる敗北(greater defeat)となること、報復的措置は、かえって高価にづくこと、ドイツを無になるまでたたきつけることは、ヨーロッパ全体をそうすることになる等が話合われた。英国のめざすのは、グッチ・ピースであることが確認された。
- (3) Ibid, pp. 717-18. 英国が特に神経をとがらせていたのは、英国による海洋支配、七つの海に陽の没することなき伝統のそれをいかに、大戦後防護するかということであった。海洋国としての米国の戦後抬頭を予言する言説は、英国閣議でしばしばなされており、ウォルソン一四点の第二、航海(海洋)の自由を反対する言明が早くもここに明確になされている。
- (4) The League of Nations, ed. by R. B. Henig, Oliver & Boyd, 1973, pp. 44-58. Vingt Ans d'histoire diplomatique, 1919-39, J. Chastenet, op. cit., pp. 64-65. 前者は、軍縮、侵略等の問題につき、連盟理事会が軍縮委員会に対策をたてさせ、かついわゆる一六条制裁の具体化をはかるものであった。後者は紛争を法律、非法律紛争にわけ、法律紛争は、国際司法手続により、その他は、仲裁により処理する。仲裁拒否国を侵略者と定義するものであった。経済制裁の強化、軍縮会議を一九二五年に開く等も規定されていた。
- (5) The Record of American Diplomacy, Documents & Readings in the History of American Foreign Relations, ed. by R. J. Bartlett, A. A. Knopf, 1960, chap. XXVII, pp. 458-60. 一九一八年一月八日、ウォルソン米大統領は、いわゆる一四点(The Fourteen Points)を上院を通じて戦後処理の原則として提示し、永久世界平和はこの原則の上になつて以外は

確保されないとした。これが戦後世界を平和愛好国民の生存にふさわしいものとし、その第一四点にのべる、国際連盟の創設が、各国家の政治的独立と領土の一体の原則を世界に打ちたて、集団的安全保障の実行を可能ならしめると喝破した。also see Documents of American History, ed. by H. S. Commager, op. cit., pp. 125 & 137-143.

- (6) 法学論集第四号「N・チェムバレンの宥和政策とフランス安全保障」一(拙稿)。同第六号「N・チェムバレンの宥和政策とドイツ賠償問題」二(拙稿)参照。

- (7) D. B. F. P., 1st series, Vol. IX, ed. by R. Butler, J. P. T. Bury, & M. E. Lambert, German Affairs, 1920, op. cit., No. 90, pp. 132-33. ロブレンツの英国公使スチュアート(Sir H. Stuart) 卿の伝えるところによると(一九二〇年三月)、「元帥フォッシュ(F. Foch)は、ドイツ軍は、依然として古代ローマの親衛隊の如き状態で、ドイツの政治生活を完全にリードする体制にあり、プロシアの精神がその中核をなしている。これは日ならずして、復讐戦争に決起してヨーロッパに災害をもたらす」と主張したとある。フォッシュ元帥は、併せてライオンランドの分離独立とライオンランド共和国の創設を主張した。これに対し卿は、ドイツは今や民主的精神が旺盛で、ここ何年間にドイツが新しい戦争に入る可能性は、全く存しない。われわれはドイツの民主化と民主的制度の充実に一層努力すべきだと答えた」とある。

- (8) D. B. F. P., 1st series, Vol. IX, op. cit., No. 68, pp. 108-109. ヘルリンのキルマーノック卿(Lord Kilmarnock)によれば、大戦後、一九二〇年はじめ、ドイツでは、フランスがドイツに向かってなす要求に、ドイツは聴従しないことに英国の援助をいちいち期待することができざる旨の保証を、英国からとりつけたという根強い噂があったという。同卿は、それは英仏両国離間を策する悪辣な宣伝だときめつけたが、英仏両国対独態度の相異については、「ここまでの噂をすばやく生み出すまでのあからさまなものがあつたことを否定できない」。also see *ibid.*, No. 84, pp. 126-27.

- (9) ドイツ賠償のすびぎはばは、前拙稿にしばしばふれたが、なお次のような記録がある。Documents & Readings in the History of Europe since 1918, ed. by W. C. Langsam, Lippincott, 1969, pp. 27-30. 家畜の引渡し。例えばフランスに対して、五百頭の種馬、三万頭の雌馬と雌の仔馬、二千頭の雄牛、九万頭の乳牛、一千頭の雄羊、一〇万頭のめん羊、一万頭の子羊、これを合計すると二二三万三千五百頭の家畜となり、やはり気の遠くなる数字である。しかもこれを平和条約発効後の三カ月以内に毎月平均の割当てで、一年半から七年間までの間に引渡せよとなっている。条件甚だ不明確で、大体はこれを最長七年間に、毎年三カ月の期間に毎月同数だけ引き渡してゆく、と解釈できるようだが、とりよるによつては、最長七年間に毎年これだけずつ引き渡さねばならないと解釈してできないことはない。甚だ困難な文言である。当時ドイツ賠償総額を確定しなかつた精神と対応するものかもしれない。

- (10) The Major International Treaties, J.A.S. Grenville, 1914-1973, op. cit., Treaty between France and Great Britain (Treaty of Guarantee), 28 June 1919, pp. 71-72. 一条、ベルサイユ条約四二条、四三条、四四条に関する条項(ライランド条項)が、キエフフランスに充分な安全と防衛を供与しない場合、英国は、ドイツによってなされるフランスに対する侵略の非挑発運動 (any unprovoked movement of aggression) に際し、直ちにフランス援助におもむくことに同意する。二条、当条約は、ここに附加されてある、同目的、同文言、同時締結のフランス共和国と米合衆国間の条約が批准された時、効力を発する。
- (11) Documents diplomatiques belges, 1920-40, Publiés par Ch. De Visscher et F. Vanlangenhove, La Politique de sécurité extérieure, Tome 1, Période 1920-1924, Palais des Académies, 1964, No. 15, pp. 76-79. ベルサイユ条約によって一八三九年のベルギー中立を含む保障条約が廃棄となるので、それにかわるベルギー安全保障問題が一九一九年二月から英仏白三国間に具体的に話合われた。これは一九二四年にかけて継続され、米国も関心を示す。その中心は、ベルギーに対する非挑発、不正な (non justifiée) その独立と領土的一体と不可侵権 (l'intégrité et l'inviolabilité de son territoire) を犯す攻撃に対する安全保障問題であった。中立についてはベルギーは、英仏両国とドイツとの新しい戦争 (une nouvelle guerre) に中立を守ることはできないという意見であった。この間一九二〇年九月七日に仏白軍事協定が締結された。ibid., No. 182, p. 419. この協定の目的は国際連盟規約に基づく (résultant) 平和と安全保障を増強することである。締約国に課する軍事的責任と各場合の偶発事件の評価については、この協定の締結された見地において、両国の主権は当然犯されず残るわれわれはこの機会をとらえて仏大統領閣下 (M. Millerand) に対し、これにつきわれわれが最高の熟慮を再び払うことを申しのべる。
- (12) 法学論集第四号「N・チェムバレンの宥和政策とフランス安全保障」(拙稿)参照。
- (13) Documents diplomatiques belges, 1920-40, Ch. De Visscher, op. cit., II, 1925-1931, No. 218, pp. 623-25. ベルギーは一九三〇年当時、条約に規定なき紛争に引きこまれることを断固さげるといった言説が盛んであったし、英国がドイツのベルサイユ条約改訂運動に対し、モモンウエルの要求に引きずられ、だんだんヨーロッパ離れを明らかにしていることに懸念を表明していた。ibid., IV, 1936-37, No. 122, pp. 305-307. 一九三六年になると一〇月について仏白軍事同盟の廃棄につきすむが、この頃フランスは、ベルギーがそれと与えていた保証の消失が引き起す結果に重大危険を表明し、それに関する参謀本部間の接触を云々している。

三、独ソ両国の結合

英仏独ソ四国関係

英国はドイツに寛大であったが、フランスは苛酷であった。そしてドイツはフランスに種々痛めつけられようとした。ここをもつてドイツはソ連に接近する。ドイツは英国の寛大さに頼ることはできないと感じていた。英独両国が結合したという歴史はない。ここに一つの大きな問題がある。ドイツとロシアの結びつきは古い。フレデリック大王の昔はまずおくとしても、ビスマルク (Otto von Bismarck) はロシアとドイツとの同盟を統一ドイツ発展のコーナール・ストンと規定していた。この政策に従ってビスマルクは独露奥三帝連盟条約を結び、バルカン半島を東西に二分してそのそれぞれを露奥勢力圏として、両国に配分していた。そして一八八七年露奥衝突から三帝連盟の崩壊に達着したビスマルクは、なお再保障条約をもって露独決裂を回避し、露独結合をよりたしかなものとするのである。そして、露独両国が不幸な敗戦を第一大戦で迎えるのは、この両国結合が破れ去ったからにはかなならなかった。

こうした歴史的背景をもつ独ソ両国であるから、第一大戦後の両国結合も、実はスムーズなものがあったとみなければならぬ。しかもこれに加えて今みた如く、フランスの対独包囲企図があらさまである限り、また両国が、ベルサイユ体制からの被疎外国である限り、両国が相索引し、相結合するのも無理からぬものがあった。これもバランス・オブ・パワーの原則のしからしむるところであった。ロシアは戦前、実にその輸入総量の四七%をドイツにおおいでいた。この関係は戦後回復し、ドイツは一九一九年一〇月、対ソ経済封鎖に参加を拒否しているが、その両国貿易は、一九二一年のソ連輸入二五%から一九二二年一二月の同三二・七%へすぐ回復している。英国もドイツ経済的

復興に力をかすとともにソ連の経済発展にも意を用い、一九二二年三月一六日には、これといち早く通商条約を締結している。⁽²⁾そしてこれにならってソ連は、ドイツとの間にも同様の通商条約を一九二二年五月六日に締結した。⁽³⁾

独ソ両国軍事提携

英国はどの国よりもいち早くソ連に接近し、ソ連に対する革命抑圧のための干渉戦争が失敗して、ソ連の国家的存在がたしかなものとなるとともに、これを国家として欧州経済圏に組み入れるのである。しかし英国のこの思惑は欧州諸国家にも、ソ連自身にもそう簡単に受け入れられなかった。第一大戦後世界経済会議が、欧州の復興と経済的発展をめざして、一九二二年四月、ゼノアで開催されたが、そこでソ連は、欧州経済に素早くなじもうとはしなかった。そこでの一つの大問題は、帝制ロシアが欧州諸国就中フランスに負うていた借金と、同じくそれが米英両国等より得ていた戦時借款を返済することであった。しかしソ連はこの当然の債務支払いを拒否した。ソ連はそれが帝制ロシアとは異質の国家であることを強調するのみで、また戦債の返還を云々するよりもソ連は、革命とともに起った欧米諸国家による革命干渉戦争から生じた被害の損害賠償を求めのみであったのである。⁽⁴⁾

そしてこうした動きの背後で、ソ連はドイツに接近を行い、独ソ両国は両国産業経済協同を果していた。それは両国合弁会社が、ソ連領内で設立されていたことであった。その主要なものは、飛行機、タンク、銃砲、弾丸の製造会社であり、潜水艦、毒ガス等のそれらも計画されたが、これは成功的でなかったものであった。この合弁会社製造品目で明瞭な如く、独ソ両国の生産共同は、軍需物資であった。軍需産業の協同が両国提携の中心であった。これにともない両国の軍事提携も行われていたことは当然の成りゆきであった。しかしそれは独ソ両国の軍事同盟といった性質のものでなく、ドイツがベルサイユ条約で禁止された軍需物資をソ連領内で生産し、ドイツ国防軍の将校が、ソ連に

おもむいてソ連軍の訓練にあたるというものであった。しかしこの動きが独ソ両国の将来の自立と軍事的発展のために重大な意味をもつことは、いうまでもないことであった。⁽⁵⁾この独ソ軍事協同に道を開いたのは、ドイツ国防軍の参謀、軍司令官等を歴任したフォン・ゼークト(Hans von Seeckt)将軍であった。⁽⁶⁾この時期、彼の活躍で独ソ両国の結合が成就したといって過言ではなかった。彼はベルサイユ体制に対する反対派であり、ソ連を再生世界国家の道を歩む大国とみて、革命なき独ソ両国結合をはかったのであった。

ラッパロ条約

そして独ソ両国は、一九二二年四月一六日、ゼノア国際経済会議の際、その近傍ラッパロで秘密裡に会合して、いわゆるラッパロ条約を成立させていた。これは両国間の戦時損害の賠償、両国捕虜、戦時抑留者関係費用等の返済を相互的に取り消したものであった。⁽⁷⁾英仏両国等の対ドイツ賠償問題が第一大戦後欧州政治の大きな問題であったのを、ソ連はいち早くその問題を消去して、対ドイツ友好のあかしとするとともに、いわゆる資本主義外交に一撃を与えたとしたものであった。

そして独ソ両国はこの条約によって、両国間外交領事関係を設定開始した。もちろんこれはドイツによるソ連の正式法的国家承認であり、英国のそれに先立つこと二年であった。ラッパロ条約がベルサイユ体制に対するアンチ・テーゼであったことは明瞭である。これが英国、就中フランスをいらだたせたことは非常なものであった。一九二三年一月からはじまるフランスとベルギーによる独ルール炭田の占領は、その原因、単なる独賠償支払いの一時的遅延にすぎなかったものをいきなり軍隊を動かしての直接行動ということであったが、その裏にラッパロ条約による独応懲の觀念があったことは否めない。ドイツがラッパロ条約をもってソ連に接近したことは、大戦後フランス外交に対す

る痛烈な一撃であったのである。かくしてルール占領を終結させねばならぬ責任をもった英国外交は、当然にこのわが身にも危険を及ぼす独ソ両国結合とラッパロ条約を消去する方策を考え出さねばならなかった。ルール占領を終結に導いて、第一大戦後欧州政治に危険を醸成しないようにする絶対的の必要は、その裏に独ソ結合を破却する實際上の国益にみあう要請をも含んでいたことは、否定すべくもない事実であった。英仏両国緊密化によってドイツを封じこめることは、第一大戦後英仏外交の絶対命題であり、フランスの新東方同盟国の安全保障をはかつてフランスがそこで戦争にまぎこまれることをさけるのは、また英国戦後外交の第一目標とならねばならなかったのであった。⁽⁸⁾

独ソ両国離間

こうした重大な危険性をはらむ独ソ両国結合を放置することは英仏外交、特に英国外交にとっては、できない相談であった。次の手段は、この独ソ両国結合を中断することであった。そしてこのための方策は種々考えられたであろうけれど、まず歴史的経緯からドイツをソ連から引きはなしてこれを第一大戦後英国外交の目標たる、再生したグッド・ボーイ・ドイツとして西欧陣営に包摂することであった。何故この時、英国や西欧外交が、第一大戦後すでに英仏両国親密協調があるのに、英露協商にみあう英ソ協商を上げてドイツを包囲しなかったのかという大問題がある。この問題の解明にはむつかしい論述が必要であろうけれど、それは後に考えるとして、何よりこのパターン、すなわち英仏ソ三国協商対ドイツというのは、第一大戦外交そのままの再生で、これは何としても当時の欧州外交家にとって避けたかったに違いない外交星座であったと考えられる。第一大戦の再生が、日本だけを除いて全く同じパターンをもって行われるのが第二次大戦外交であるけれど、それをこそ避けたい、二度と再びこれを起したくないというのが、第一大戦後外交の絶対目標であったことはもちろんである。そしてその希望と成功の信念は一九二〇年代におい

説

てはまだ強く存在していたのである。更にいえば、英国は当時漸くドーバーの防衛をラインのそれにまで延長しただけであつて、衰運の英国は、とてもビクトリア王朝の盛時をかえりみるいとまなく、ヨーロッパ協調 (European Concert) をもつてトルコ問題に介入し、ロシアを掣肘するという往年の気迫は消失していた。

論

こうしてラッパロ条約を破却し、独ソ結合を離間に導いてドイツをグッド・ワイマール・ボーイとして西欧陣営に明確に包摂緊縛するという目標がこの問題に対してこの時設定せられた答へとなつたのである。⁽⁹⁾

(1) D. B. F. P., 1st series, Vol. I, 1919, op.cit., No. 9, pp. 71-72. 対独封鎖が一九一九年七月一二日をもつて撤去される (le Blocus de l'Allemagne pourra être levé dès le 12 juillet, Appendix C of No. 9) ことに鑑み、英外相バルフォア (A. J. Balfour) は「ソビエト経済封鎖の撤去をも併せ考慮するよう連合五大国代表会議に提言した。ソ連政府は、承認外であり、連合国はこれと戦争状態にはない」と彼はいつた。「しかしまたわれわれの友人と戦うための物質や弾薬を、スエーデンや他の国々からソ連に向け、供給せらるることも、さういふ重大問題である」(Soviet Documents on Foreign Policy, ed. by Jane Degras, Vol. 1, 1917-24, Octagon, 1978, reprinted, (since now cite as S. D. F. P.) pp. 150-54. ソ連外相チチリン (Chicherin) は「一九一九年四月、連合国の労働者に対し、連合国によるソビエト封鎖に反対するよう訴えた。「諸君等の支配者は、しばしば、われわれにとつての途方もない侵害である資源、燃料、輸送、食物を奪う封鎖を前の如く継続することを宣言してゐる。」

(2) Documents & Readings in the History of Europe, since 1918, W. C. Langsam, op. cit., pp. 282-86. 英ソ通商協定、一九二一年三月一六日。これには「両体制への悪宣伝禁止。封鎖の禁止。両国間、第三国間等の自由な通商。銀行、信用、財政の同様な自由活動。武器弾薬の自由取引。当協定と他の国際協定との非抵触。機雷の除去。通商代理の相互的交換。彼等の居住その他特権。通信の自由等々が、とりぎめられていた。

(3) The Incompatible Allies, A memoir-history of German-Soviet relations, 1918-1941, Gustav Hilger & Alfred G. Meyer, Hafner, 1971 reprinted, pp. 65-76. ヒルガーはロシア生れのドイツ人で、第一大戦後の独ソ捕虜交換問題等で活躍し、一九四一年独ソ開戦にいたるまで種々の両国問題に顔を出した人物であつた。独ソ通商協定も彼によれば、彼とシュレジンガ

- 1 (Schlesinger) コップ (Kopp) との間で話合われたという。この協定によってドイツはソ連を法的承認し、食糧の供給相互宣伝の禁止等が規定された。しかし独ソ友好は、ラバロ条約では真性のものでなかったというのが、ヒルガーの意見であった。
- (4) S. D. F. P., Vol. I, 1917-24, op. cit., pp. 288-320. ソ連はゼノア国際会議に対し干渉戦争の終結、対ソ封鎖の終結を求めた。それは英国がロシアを経済的、軍事的、政治的大国として認めることに、自信を示したが、自身世界経済復興に意欲を燃やし、その国土、木材、石炭、鉱山採掘等に領土開放をうたい、軍縮、非人道兵器の抹殺、航空戦の禁止、国際鉄道、河川、航路の開設等を主張した。ソ連は、一九一四年八月一日以前にツァリスト・ロシアがなし、一九一七年三月以前のこれら合法的債権を有する人々に、その借款の支払いをなすと声明し、その細目を種々決定した。例えば、ソ連と領土紛争中の国々にはこれを適用せずとか、利子の残存部分、モロトリアムの切れた支払いのそれとかを支払わずとかであった。しかしその支払いは、この協定締結後三〇年たった時点から開始すると規定したのであった。
- (5) The Incompatible Allies, G. Hilger, op. cit., pp. 188-208. 一九二六年二月三日の the Manchester Guardian は、独軍がベルサイユ条約を侵犯して赤軍と緊密に協力していると暴露した。エンカーの独航空支社がモスコウの近傍で操業している、独毒ガス製造所が複数ソ連内に建設せられた、独士官がしばしばソ連内に旅行している、レニングラードから多量の弾薬がドイツに船積みされた、等々。ヒルガーはこれらの信憑性は半分だと声明している。そして彼は、この独ソ軍事提携の研究をこの記事の註で縷々紹介している。S. D. F. P., Vol. I, 1917-24, op. cit., pp. 327-28. チェルシン外務人民委員は、一九三二年八月、ロシアは、貨幣と技術設備を必要とし、これらはドイツから最高に獲得することができる、ドイツの技術者は、彼の意見では、外国に工場設備や、産業を打ちたてるのに最高のイニシヤチブを発揮した、とのべた。
- (6) The Incompatible Allies, G. Hilger, op. cit., pp. 191-192. ヒルガーによれば、ゼークト將軍は最初からの親露主義者ではなく、一九一五年には、仏白両国と個別平和を締結し、全陸軍をもってロシアに侵寇し、一百万方哩を征服して、ドイツ人以外の民族を放逐し、巨大な領土にオストマルク王国 (Kingdom of Ostmark under Eitel Friedrich) を打ち立てる。巨大な領土を存郷軍人に分割し、植民者となす。この際限なきロシアは他日再び Pater the Great を生み出してくだらう。三世代のドイツエネルギーをこの領土の開発、植民にそそぐ。そうすれば、現状維持の基盤で英国と平和を締結することができる、と書いていたという。彼が赤のゼークトとなるのは、第一大戦の敗戦の結果によるのであった。
- (7) The Major International Treaties, 1914-1973, J. A. S. Grenville, op. cit., Treaty between Germany & Soviet Russia (Treaty of Rapallo) regarding the solution of general problems, 16 April 1922, pp. 139-140. The Foreign Policy of

the Soviet Union, ed. by Alvin Z. Rubinstein, Random House, 1972, 3rd ed., pp. 90-91. 両国はこの条約によって、戦費、戦害、市民損害、拿捕商船の取扱い、捕虜の費用、ソビエト法律の強制によるドイツの損害等を相互に報償しない、もしくは相互平等的基礎で解決するをとりきめた。ドイツのソ連法的承認に基づき、両国は外交領事関係を設定する。相互的最恵国特権附与、ただしソビエト同盟内国家は、第三国ではない。なお五条で次のことがとりきめられた。両国政府は、最友好の精神で相互の経済的困難軽減のため相互的援助を行う。これら問題の国際的解決のはかられる場合、両国政府は前もって見解の支援を行う。ドイツ政府は能う限り、両国内の私的企業間経済契約の締結、実施を促進する。

(8) The Mirage of Power, Vol. 3, the Documents, C. J. Lowe, op. cit., p. 732. 一九二一年二月二二日のロイド・ジョージとブリアン (Aristide Briand) の会話で、前者は次のように述べている。ドイツの西方国境については、フランスに(英国が)、侵略に対する完全な保障を与えることはできる。英国民は、独東国境の出来事に重大な関心をもっていない。彼らは、ポーランドやダンチヒや上部シレジアに関する紛争にまぎこまれる覚悟はもちあわせない。これに対してブリアンは、英国公衆の心に、東欧の国々に無制限な支持を与える情熱が存在しないことはよく理解できた、とのべた。

(9) Ibid., p. 729. 一九二〇年三月のチャーチル (Winston L. S. Churchill) のロイド・ジョージへの書簡で前者は、後者が、ドイツをその恐ろしい運命からのがれさせず努力をなす気持でいることを知っている、ドイツに対し、共同して考え、行動できることは、嬉しいことだとのべ、「早い機会に全欧州の再生のために、新ドイツが平等のパートナーとして参加できる会議で、平和条約(ヘルサイユ)の改訂をはかるべきだ」と主張した。

四、ロカルノ条約とポーランド

ロカルノ条約の独西国境保障

ドイツをソ連から引きはなすということは、もちろん口にするほどたやすいことではなかった。このため、英国はルール占領を終結さすべく種々努力した。このことは前拙稿にのべた。またこのルール占領から表面化した諸問題を解決するため、ドーズ・プランの導入ともなった。これらによってルール占領は終結させられ、ドイツ賠償問題への

解決メドからドイツ財政援助のための米ドルのドイツ注入となつて、ドイツ復興への明るい見通しが開けた。これは第一大戦後はじめての欧州協調のあかしであつた。これが前にふれた如くロカルノ条約の成立へ導かれるのである。しかしここになおロカルノ条約の主要議題があり、ドイツをたしかにソ連から引きはなして、西欧に組み入れる条件となるものがあつた。それはドイツ東国境問題であつた。ドイツにとつての東国境問題の意味、それは真に重大な、ベルサイユ条約を破綻させるとまでいかないとしてもそれをほころびさせるに足る危険なものであつた。⁽¹⁾しかしドイツを宥和し、これと手を握るためには、この問題を避けて通ることはできないのであつた。これははじめにのべた通りである。そして英国は、この時、ドイツをソ連から引きはなすためにドイツにこの条件、すなわちドイツの東国境改訂願望に解決をたしかなものとして与える一挙に出たのであつた。それがロカルノ条約にドイツ西国境、すなわち独仏白国境とライン非武装地帯を現状承認したが、独東国境については、これと同様の現状再確認を何ら行わなかつたという意味になるのである。この不作為の意味は欧州外交上まことに重大なものであつた。ルール占領の終結とドーズ・プランの導入に対する代償としてドイツはその西国境の再保障、再確認を行った。⁽²⁾それがロカルノ条約である。ベルサイユ条約が存在し、その平和条約の根幹が独仏白国境とライン非武装地帯の確定であるとするならば、何をいふまでもこの期に及んでそれをことごとく再びもち出すのかという思いは誰の胸にもわくであらう。しかしこの時、これをロカルノ条約では、独東国境の再保障を西国境の如く行っていないということになれば、この意味は明瞭である。そこにはっきりとした対比の問題があらわれる。西欧諸国にとつて独西国境の意味は依然として磐石の如く重いけれど、独東国境は同じベルサイユ平和条約の決定したものであるけれど、ロカルノ時代では、その意味は希薄になつた。少なくとも独西国境にくらべてそうなつたという思いが前面に出てくるのである。誰の胸にもその意味がわか

るのである。ここにこの一挙の重大さがあつた。

仲裁裁判と国境保障

論

ロカルノ条約は、独仏白、ポーランド、チェッコスロバキア、そして英伊の七カ国による仲裁裁判条約と国境保障条約を根幹としていたが、この仲裁裁判条約は、独西国境に関してとともに独東国境についても締結せられていた⁽³⁾のに、国境保障条約は、独西部のそれについてのみ存し、東部のそれについては存していなかった。この事実が、ベルサイユ条約とロカルノ条約の独国境についての態度相異を明確に浮き出させていた。ロカルノ条約は明らかに独東国境の保障を西部のそれほど真剣に行っていなかったのである。そして局面を糊塗するため、独東国境におけるドイツ侵略の保障として、仏、ポーランド、チェッコ三国間に相互援助条約を締結させていた。しかしこれではフランスの東方諸国に対する安全保障の意味は、ロカルノ条約以前の自力救済の域を出ないことになるのである。ロカルノ条約との関連においては、これは無意味なのであつた⁽⁴⁾。

かく観ずれば、ロカルノ条約は独東国境保障に不作為をきめこみ、これはベルサイユ条約に対する重大な侵犯を構成していた。ミュンヘン協定においてN・チェムバレンがベルサイユ解決を真つ向微塵に破砕する素地は、この意味において実にここにすえられていたのであつた。ロカルノ条約の政治的意味は、ほかでもなくここに存したのである。こうしてロカルノ条約の実行が、ミュンヘン協定において完成をみたというのが、第一大戦後英国外交の経緯であつた。第二次世界大戦の原因は、日独伊三国の世界侵略策がその主たるものであるうけれど、実に英国外交が世界最困難なベルサイユ条約を自らの手で、次々破却してゆき英仏両国間に重大阻隔をもたらしたこともその大きな原因であつたといわなければならない⁽⁵⁾。英仏両国間の阻隔、英国外交のベルサイユ体制反対態度、これらが、ヒットラー、ム

ツッリーニ、リッベントロップ、チアノ等々の軽蔑とあなごりを招いたことは、非常なものがあつたのである。⁽⁶⁾ N・チェムバレンが、ミュンヘン協定をヂズレリー (Benjamin Disraeli) の「名譽の平和」に比し、大見得をきつたのも、考えてみれば、彼がロカルノ条約の延長上での行動にすぎなかつたといわねばならないのである。世界の果てまでもとんでいったという彼の自覚も実は、英国外交の一貫性という枠から一步もはみだしたものではなかつたのであつた。⁽⁷⁾

チェッコスロバキアとポーランド

独東方問題の中核は、いわずと知れたチェッコスロバキアとポーランドの国境改訂のそれであつた。兩國ともベルサイユ体制の中で生れ出た国家であつた。もつともポーランドの場合は国家再生であつたけれど。そして兩國とも西欧のバック・アップのもとに生れ出たのであり、その上に西欧の支援のもとでその国境をベルサイユ体制の原則たる民族国家主義のそれをやぶつて拡大してつた。チェッコ国はドイツの犠牲の上で、ポーランドは独ソ兩國、リスアニア等の犠牲の上でこれを実行してつた。チェッコスロバキアは、三百万のドイツ人とともにズデーテン地方をその領土に加えて、ウィルソン一四点の民族自決主義、ベルサイユ体制の民族国家主義(一民族一国家)の原理に反抗した。⁽⁸⁾

ポーランドの場合は、事情は更に激越で困難であつた。ポーランドも建国の父ピルズズキー (Józef Piłsudski) がドイツに頼つて、早くから祖国再建を行おうとしたが、結局ドイツとは阻隔し、ドゥモースキー (Roman Dmowski) がパリにポーランド政府を形成して、結局これが、連合国の庇護のもとにポーランド再建を果す。そしてポーランドは建国されるや、たちまちいなしえの大ポーランドを夢み、その実現のために精力的な膨張主義を展開する。これは結局、ポーランド隣接国で、このためポーランドに戦争をしかけられなかつた国は一つもなくなるといふ結果となる。

こうしてポーランドはベルサイユ条約で、ドイツからいわゆる廻廊地方を得、ダンチツヒを自由市とするが、上部シレジア、マリエンベルダー、アーレンスタイン等をも自己に有利に分割併合してしまふ。すなわちこれら三地方については、民族自決主義の原則から、頭越しの分割がむづかしく、人民投票にもちこまれたのであった。そして一九二〇年、二一年に行われたその投票の結果は、ドイツ人地区が優勢で、分割はドイツ有利と出たのであったが、ポーランドはこの決定を無視したのであった。そしてこのポーランドの横車はパリで、フランスを主とする連合国最高委員会と連盟によって承認せられてしまった。その上ポーランドは、なお東ガリシアをもオーストリア、ウクライナの主張を無視し、六カ月間の戦闘に訴えてこれを割取併合してしまつた。こうしたポーランドの膨張主義を結局は支持して、その野望をとげさせてしまつたのは、もちろん連合国であるが、なかんづくフランスが、ポーランドを自己の新同盟者としてこれに偏頗な肩入れを強力に行つたのが、このベルサイユ条約の原理、原則を大きく破ることとなつた所以のものであつた。⁽⁹⁾

ソ連・ポーランド戦争

実にポーランドは、西欧が東に設けたその探題であつた。ポーランドの再生は、ベルサイユ条約体制を支える東方の橋頭堡でさえあつたのである。そしてそれをポーランドは十二分に自覚し、しかし思う存分利用した。自ら、新体制に対する責任を悟つて自戒の上に行動すべきが、それをなさずただ膨張主義にあけくれたポーランドは、この時何を思つて行動したのであろうか。大きな疑問なしとしない。第二次世界大戦が、ヒットラーとスターリンによるポーランド分割から開始されたことを思えば、ポーランドのベルサイユ体制に対する態度は、やはり慎重に考究されなければならぬものである。そしてこのポーランドをたすけて、その野望を実現させたフランス外交もまた同じ究明を

まぬがれることはできないであろう。

チェッコスロバキア、ポーランドは欧米の力を支えとして建国し、再生したが、国境拡張についてはこのように振舞った。そしてポーランドはこの運動を更に東に向け、ソ連に戦争をいどんで、これから広大な領地を割取する。すなわちポーランド東国境は、ドイツ敗退の後も長く確定せられず、独軍撤退の後ソ連赤軍が進駐していた。⁽¹⁰⁾それは、ドニエプル河からバググに達した。一九一九年二月八日にいたって、連合国大使会議 (La Conférence des ambassadeurs) はポーランド国境を後にカーゾン線 (La ligne Curzon) として知られる地点に決定した。これは、旧ロシア帝国領にくいこむものであった。ピルズズキはこの決定に基づいて、レーニン、トロツキー (Leon Trotskii) 等と国境交渉に入った。そしてこの過程で、一九二〇年四月二〇日、突如ポーランド軍はソ連攻撃に出、ソ軍を東に押しかえした。この攻勢は、五月七日、キエフを占領する成功となった。ポーランドの優勢は続かみえしたが、その戦勢は長い補給線の上で枯渇した如く、ソ軍はここで反撃に転じ、ボ軍を打ち破って、こんどは反対にソ軍がワルソ一前面の地に進出した。フランスが狼狽してウェイガン將軍 (General Weygand) の指揮や物資の送達を考えたのはこの時のことであった。英国も驚いてフランス掣肘に出ようとしたが、この情勢で戦勢は二転、三転し、ソ軍が再び打ち破られて、ポーランド軍は攻勢に出、そのまま白ロシア深くに侵入し、ついに一九二二年三月一八日、ソ連をしてリガ条約 (Le Traité de Riga) の締結をなせしめるにいたった。⁽¹¹⁾そしてこの結果、ポーランド東国境はカーゾン線より一五〇哩も東方にのびる次第となった。

ロカルノ条約の眞の意義

右述の如くチェッコスロバキアもポーランドもベルサイユ条約成るやたちまち、その野心をほしいままにして、民

説

族国家主義の大原則をふみにじり、独ソ両国から領土を割取したのであった。特にポーランドの暴発によってベルサイユ体制は、独東国境問題につき大混乱となったといわねばならない。

論

ここから英国が、独ソ・ラッパロの結合を消去するため、フランスをおさえ、独仏関係を正常化し、ドイツを宥和する必要上、ドイツを西欧陣営にたちかえらす利益として、その東方問題に解決の門をあけたのであった。ドイツのためにルール占領を終結させ、ドーズ・プランを与え、米ドルのドイツ流入を可能にしたうえなおドイツに東国境改訂の大きな示唆を与えたのがロカルノ条約であったのである。ここにロカルノ条約の意義を見出さねばならない。そして前にのべる如く、ミュンヘンでのN・チェムパレンの宥和実行は、この観点からして、英国がロカルノの約をドイツに対し具体的に果したことになる次第であつた。⁽¹⁾N・チェムパレンにはその明確な意識なくとも歴史の筋道はそのことをさし示している。

ヒットラー・ドイツが、ズデーテンを与えられた後、チェッコ国を解体し、ポーランドをソ連との間に分割するの、ロカルノ条約の内容と精神にたちもどつて考えるならば、その含蓄する意味の範囲内の行動であつたとさえ強弁することも可能である。しかし、英国の考え方の限界はこれにつき、ベルサイユ条約の非違を是正するにあり、ヒットラーの実行はベルサイユ条約を破壊することにあつたのであるから、その限界をめぐる相異は明らかかなものがあつた。そして後者の実行から第二次世界大戦が結果するのである。そしてこの意味からするならば、もしドイツがズデーテン地方をとりかえした後、チェッコ国を解体せず、ポーランドの国境をベルサイユ条約の原理精神にのつとつて改訂する如く運動していたならば、事態はどう変つていたであろうかと考えてみるのも大いに興味あるところである。それは別に論じなければならぬとしても、ただ、ズデーテン地方はヒットラーの戦争実行あつて割譲され、ポーラ

ンドは、その線上の解決についてはいかなる国のいかなる勸説にも応じなかったであろうことは容易に想像できるところである。

ポーランドと独ソ両国

ポーランドは右のようなむつかしい国として再生したけれど、ポーランドと独ソ両国とは歴史的敵対関係にあった敵国であった。すなわちポーランドは、フランス革命のとき普露奥三国に分割されて地上から消え、ウィーン体制の微小国を経て結局は一八四五年から全く亡国となって終った。その間一八六三年の大叛乱等を経験するけれど、ポーランド国無き間、独露奥三国は東欧に蟠踞して安泰であった。実に、独露奥三国が繁栄しているとき、ポーランドの再生は考慮の外であった。第一大戦がこれら三国の敗戦と革命をもち来たして、三国の運命がなえしほんだとき、ポーランドは再生を果したのである。全く文字通りのシーソーゲームであった。そしてポーランドは、再生するやみた如く、これらの国々から能う限りの領土をきりとったのであった。

オーストリアは全く昔日の面影を失ったが、独ソ両国とポーランドの関係は、かかる歴史的背景を通じて、第一大戦後充分に不気味な国際関係を描いていた。ロカルノ条約は、ドイツをソ連から引きはなすため、この十二分に熱せられている発火点に向かって門をあけたのであった。ベルサイユ条約の非違を是正するという名目を達成するためには、全く危険極まりない外交政策であった。そして西欧や特に英国は、この関係を読みとってこの施策に出たのであるが、当然ここではこの解決策につき疑問が提出せられなければならない。これに対する明確な答えは存しないと思われるが、ただ英国外交が独東方問題というときは、チェッコスロバキアのズデーテン地方を考えていたという漠然たる想像はなしうるところである。

しかしそれにもましてポーランドはドイツにとっての敵対国であるばかりでなく、ソ連にとっても今や明白な敵国であった。それを独ソ両国を解離して、ドイツをソ連から引きはなし、これを西欧陣営に緊縛するための好餌として利用するというのは、甚だ困難なことであったといわなければならない。⁽¹³⁾ すなわちポーランドは、独ソ両国を結合する契機とこそはなれ、これを引きはなす手段とはなりえぬものを本質的にそなえていたといわなければならないからである。ロカルノ条約によって、一旦ドイツは西欧に結びつけられ、国際連盟の理事国ともなるのであるけれど、ポーランドに関しては、一九三九年八月二三日、独ソ両国はこれを再び両国間に分割して、一七九五年の悪業を再現し、そしてついにこれが第二次世界大戦勃発の引き金を構成するのであった。実にポーランド問題の解決こそは、史上最困難なその一つといわなければならないのであった。

- (一) D. B. F. P., 1919-1939, 1st series, Vol. II, 1919, op. cit., pp. 71, 79, & 311. 例えは一九一九年秋、上部シレジアでのドイツ政府、ドイツ人の反連合国運動は激しく、政府は連合国による該地の占領以前にそこで地方都市選挙を行う計画に出、連合国はこれに反対した。該地の騒擾は予測を許さぬ状態で、ドイツ政府による逮捕等が起った。シュレッスウィヒでも同様のことが起り、出版者のウォール (Mr. Wall) 氏逮捕に対し、連合国はその釈放を云々し、ドイツ政府は「このような種類の行動はドイツ国民感情を刺激するだろう。極力避けて欲しい。ただしウォール氏は釈放した。彼はただ監視下におかれていたのだ」とのべた。上部シレジアでは、多数のポーランド人が、騒擾とその恐れのため該地をはなれていることが報じられ、連合国は独政府に一月一日、平和条約発効以前に上部シレジアで行われた都市選挙は無効であると通告した。
- (二) The Major International Treaties, 1914-73, J. A. S. Grenville, op. cit., pp. 102-103, Treaty of Mutual Guarantee between United Kingdom, Belgium, France, Germany and Italy, Locarno, 16 October 1925. 一条「締約国は、個々にまた一体として、以下の条々に規定された態度で、ドイツとベルギー、ドイツとフランスの間の国境から生じた地域的現状の維持、一九一九年六月二八日ベルサイユで調印された平和条約によって確定され、あるいはこれを遂行している所謂国境の不可侵性、なおまた非武装地帯に関する条約の四二条、四三条に規定された条項の遵守を保証する。」

- (3) *Ibid.*, pp. 104-108, Arbitration Treaty between Germany and Poland, 16 October 1925. 同じ仲裁裁判条約はドイツとチェコスロバキアの間で締結せられていた。一条「当事者が、それぞれの権利に関して紛争に入っている、通常の外交的方法によって平穩に解決できないドイツとポーランド間のあらゆる種類の紛争は、以下に規定せられる如く、仲裁裁判所または常設国際司法裁判所に、決定のため附託せられる。右のべられた紛争は、特に、国際連盟規約一三条にあげられたそれらを含む。」同様の仲裁裁判条約はドイツとフランス、またベルギーとの間にも締結せられていたが、前者が後者と異なるところは、その前文に後者が独白英伊五国間に締結せられた相互保証条約 (the Treaty of Mutual Guarantee 国境保証条約) の言及を有するに反し、前者がそれをもたないところであった。「正式に権能を有する下名は、そのそれぞれの政府によって本日、ドイツ、ベルギー、フランス、大英国、イタリア間に締結せられた条約の三条に規定する如く、これによってドイツ、ベルギー間に平穩に解決不能なすべての問題の平和解決が達成せらるべき方法を決定すべき責任をそれぞれの政府から附与せられ、以下の如く同意する。」
- (4) *Ibid.*, pp. 119-120. Histoire des Relations internationales, VII, P. Renouvin, op. cit., p. 258. Les pactes d'assistance avec Pologne et Tchécoslovaquie は同日、ロカルノでフランスとの間に調印せられた。しかしこれらは厳密な意味ではロカルノ条約とは区別せられる。ポーランドとの条約は、一条「本日、一般的平和維持の見地からドイツとポーランド、フランスとの間に到達せられた約束の遵守ができなかったことで、ポーランド、フランスが侵害せられ、これが武力行使を含むものである場合、フランスとポーランドは、相互的に、連盟規約一六条を適用して、直ちに相手方に援助と助力を提供する。」チェッコ国との条約もこれと同一であった。
- (5) *Disarmament and Security since Locarno, 1925-1931*, John W. Wheeler-Bennett, Howard Fertig, reprint 1973, pp. 36-42. ウィラー・ベネットは、ロカルノ条約の独西国境に関するものを西方ロカルノ、同東国境に関するものを東方ロカルノと呼んで次のようにいつている。前者では、独対仏侵略者の場合それは、直ちに英仏伊白ポーランド、チェッコ国六カ国との戦争を意味する。しかし後者でポーランド、チェッコ国が被侵略者の場合、援助はフランスのみによってしか与えられない。前者ではベルサイユ現状維持が、はじめて勝者、敗者平等の原則で保障せられた。後者では現状維持は認められもせず、また保障もされなかった。ただ武力でそれをくつがえす権利が、放棄せられただけであった。しかしながらドイツは、その東国境を永久的なものとは、どのような方法でも認めなかった。
- (6) *Cianot's Diary, 1939-1943*, ed. by M. Muggeridge, W. Heinemann Ltd., reprint 1950, pp. xvii, 10 & 210. ムツリーニやチアノは、一九三九年一月二日のN・チェムバレン等とのベネチア宮における会話の後「彼らを英国の海上英雄

サー・フランシス・ドレイク (Sir Francis Drake) と比較して冷評している。「この人々は、英帝国を創造したフランシス・ドレイクや他の偉大なる冒険家と同じ素材からつくられていない。彼らはすぐれた人々の困憊した子孫たちだ。彼らはその帝国を失うだろう。」

- (7) Munich: 1938, Neil Grant, Franklin Watts, 1971, pp. 3-4. 「われわれの歴史において、再び首相が、ドイツから名譽の平和をもち帰った。余はこれがわれわれの時代の平和であることを信じる。」しかし詩人のルイス・マクニースは、それは魂を売って災いをまぬがれたという事件であると言った。

- (8) Major International Treaties, 1914-1973, J. A. S. Grenville, op. cit., pp. 58 & 65. 分割(一七七二年、一七九三年、一七九五年)前のポーランドはその東部に、全リスアニアと白ロシア、ウクライナの大部分を含み黒海にまで達する大国であった。国家再生とともにその復活の野望が盛んとなった。それは、ボズナニア、ボメラニア、上部シレジア、東プロシア、リスアニア、ボルヒニア、ポドリヤ、そしてガリシアを含む要求となった。ウイルソン一点の「第八」点は、「独立のポーランド国は、争うべからざるポーランド人から構成されるべし……」とうたった。ベルサイユ平和条約のポーランド部、八七条は、その國境を「バルチック海、ロルツェン・ドルフの東二籽の地点、シメナウの北西三籽に、北上部シレジアのつくるアングルへの線、上部シレジアの境界が、旧独露國境と接合するそれ……」等と規定した。ポーランドの実行は、これら条項をはるかにこえるものとなった。

- (9) D. B. F. P., 1st series, Vol. II, 1919, op. cit., No. 16, pp. 218-19. 法学論集第四号「N・チェムバレンの宥和政策とフランス安全保障」(拙稿)。ポーランドはドイツ領の人民投票の有利解決のほか、一九一九—二〇〇年にかけて、テッセンをめぐってチェコスロバキアと、ビルナを奪取してリスアニアと、東ガリシアをめぐってルテナリア民族と、白ロシア、ウクライナを割取してソ連とそれぞれ戦争した。英国はもちろんこういうった発展を予測しなかった。それは、例えば一九一九年一月七日には、パデレウスキー (Paderewski) に、「ポーランドはテッセンについては約束と正反対の行動をとっている。東ガリシアの大部分の人口は、ポーランド人ではない。それはポーランドに結合するべきではない。東ガリシアは、例えば約一五年間連盟のもとに委任統治としてポーランドにまかし、その後その帰属を連盟が考慮決定すべきである。」とのべた。D. B. F. P., 1st series, Vol. II, 1919, op. cit., No. 55, minute 11, p. 736. ヌンペンソウ (Georges E. B. Clemenceau) は、「強力ポーランドが、ドイツと連合国の戦争を避ける最上の手段である。ポーランドが、連合国一致の支持を受けていると感じることを望む。ポーランドは、英国の東ガリシア委任統治案に不満である。彼らは英国がもっと彼らに友好的であることを望んでいる。」とうたった。

(10) D. B. F. P., 1st series, Vol. III, 1919, op. cit., No. 31, pp. 44-45. バルチック三国からのドイツ軍の撤兵につれ、ロシア軍が侵入していた。一九一九年七月三十一日には、ベルモントやカルゴリッチに向かう露軍がミトウに続々到着していた。八月四日にはポーランドの英軍事使節は、ポーランドからバルト諸国にこれ以上露軍を侵入させない努力をするように指令された。

(11) D. B. F. P., *ibid.*, No. 399, p. 522. 英国がこのような展開に反対であったことは、一九一九年の八月にカーゾン卿の次の言明で知られる。「英国政府は、常にウクライナをロシアの不可欠の構成部分とみている。この地域の分離運動を促進するいかなるステップをも避けるための、最高度の注意が払われなければならない。経済的にウクライナは、決してロシアから分離されることはできない。」Major International Treaties, 1914-1973, J. A. S. Grenville, op. cit., pp. 137-38. この条約によって、ポーランドは、北緯五六度南のドルジャからラコウを過ぎ、ニイシュウィツ、クレックの東の線を通じてコルゼツク、オストロゴグを経、ウシヤチン、スカラを通る線をその東国境とすることとなった。これは白ロシアとウクライナの大部分を含むものとなる。ただしこれによって、ガリンアの帰属は決定されなかった。Vingt Ans d'Histoire diplomatique, J. Chastenet, op. cit., p. 37. この併合は、疑いもなくロシアの心臓にポーランドが、苦悩を押しつけた無謀なものであった。しかしこれによってポーランドは自らを一大国とすることができたのである。Histoire des Relations Internationales, VII, P. Renouvin, op. cit., pp. 182 & 266-67. ポーランドはこの時代、民族国家主義 (le principe des nationalités) を押このけるのに歴史的権利 (les droits historiques) に訴えた。ポーランドの新ヨーロッパにおける役割は、共産主義伝播の防波堤ということではなかったか、フォニヌは交通遮断線 (cordon sanitaire) を示唆していた。西欧は、ロシア隣接国間に一つのたしかな西欧連帯性 (une solidarité durable) を打ち立てることを目的としていた。

(12) France and Her Eastern Allies, 1919-1925, French-Czechoslovak-Polish Relations from the Paris Peace Conference to Locarno, Piotr S. Wandycz, Univ. of Minnesota, 1962, pp. 341-68. フランスにおいて、ロカルノ条約は、フランスの東方における自由行動の喪失、東方同盟の崩壊と観とられた。L'Echo de Paris 「これは、Pax Germanicaの開始である。」La Liberté 「ロカルノは、フランスとその東方同盟者を離間させた。」L'Eclair 「これは独伊ポーランド同盟の前ぶれである。」Paul Reynaud は、後にいった「これは la politique de l'autruche (耳をおおって鈴を盗む。頭かくしてりかくさす)だ。」この中では、フロンソンの精神が宿つていた。「Vingt Ans d'Histoire diplomatique, 1919-39, J. Chastenet, op. cit., p. 68. フランスはロカルノ条約の後、ユーゴスラビア、ルーマニアに急遽接近しなければならなかった。東と西のロカルノ解決の矛盾は、すぐにはあらわれなかったが、チェッコ危機の時、西方における依頼政策は、(彼らの)誓約の懈怠

を引き起こしてしまふ。東方における援助政策は、一九四〇年、ポーランドの要求によって対独開戦の淵に追い込まれる。France's Rhinland Diplomacy, 1914-1924, Walter A. McDougall, 1978, Princeton Univ., p. 372. ポアンカレは「ロカルノ条約を批判し、」英国は「もはやフランス、ベルギーの同盟者ではなく、同時にドイツの保証人である。ドイツはフランスの強力政策に対して安全保障される」とのべた。

- (13) France and Her Eastern Allies, 1919-1925, P. S. Wandycz, op. cit., pp. 341-368. 一九二五年八月、ロカルノ条約締結交渉のたけなわの頃、ドイツが、ソビエトとのあらゆる関係をたち切ることを条件に、英国の借款を受け、国境改訂運動への支持を受けた、という根強い噂が流れた。フランス右翼は、ロカルノ条約はソ連に対抗するものと規定した。ブリアンは、ロカルノの最大の効用は、独ソ結合をさまたげたことである、といった。フランスは、デュイスブルグ、デュッセルドルフ、ルーロルトを、ルールとともに一九二五年八月二五日から撤兵することとした。コロニー地方、またラインランドからの連合国の撤兵は、ドイツに東方への行動の自由を許すものであった。Histoire des Relations Internationales, VII, P. Renouvin, op. cit., p. 275. ロカルノによってドイツ政府は「ラッパロ政策を放棄し、」西欧との「共同戦線」(front commun)に入った。ソビエト新聞は「これをソ連に向けられた「戦争機械」(une machine de guerre)だ」といった。

五、ロシアとボルシェビズム

ボルシェビズムの疎外

西欧がドイツをソ連から引きはなし、ソ連を西欧陣営から疎外した意味は、ソ連に国家体制となったボルシェビズムを東に封じこめるためであったという論議について最後に考察する。

ロカルノ条約が、ドイツとソ連の解離の目的をもって策定せられたとする限り、その意味は充分、右述の如く解釈されうる。そしてまた、ロイド・ジョージ (Lloyd George)、チャーチル等もボルシェビズム西漸を防遏する必要性を口にしてるのである。もちろんソ連とボルシェビズムは一体と考えねばならないから、ソ連の疎外はイコール、

ボルシェビズムの疎外となるこというまでもない。しかし西欧とロシアの外交関係は、歴史的に更に一貫したものがあって、ロシアは常に西欧から疎外されつづけてきていたのであった。国家体制がボルシェビズムに変わったためにソ連を疎外するのではなく、東方のスラブ国家ロシアが常に疎外されてきたのであった。

西欧のロシア疎外

ナポレオン一世のロシア侵入はしばらく措くとしても、一八五六年のクリミア戦争には、ロシアは、英仏土、サルジニア連合軍のためにクリミア半島に一敗地にまみれた。いわゆる近代において、ロシアが西欧に疎外された大きな例証であった。⁽²⁾一八七八年には、ツアー・アレキサンダー二世 (Tsar Alexander II) は、クリミア敗辱の仇を報いるためトルコをバルカン半島に打ち破り、コンスタンチノーブルを指呼の間に望む地点にまでこれを追いつめた。露土戦争におけるロシアの大勝利であった。しかるに講和と戦後処理のために開かれたベルリン会議においては、ロシアはまたしても西欧連合に翻弄されて、戦場の大戦果を会談場裡に失陥することとなった。すなわちビスマークは、正直な仲介人 (honest broker) とっさづいて、ロシアを援護せず、三帝連盟の規約を蹂躪し、ヂズレリー、ソールズベリー (R. A. T. Salisbury) は、ロシアの大ブルガリア創建企図をうちくだいて、ロシアのバルカン半島進出をくいとめてしまった。ロシアの無念や思うべく、露土戦争の意義は、大半ここに失われてしまったのであった。⁽³⁾

西欧のロシア疎外は、なおいろいろの事例をみるが、なかんずく、一九〇八年一〇月の奥匈国によるボスニア、ヘルツェゴビナ併合の際におけるそれはまたその際だったものであった。この時は一八九一年、九三年の露仏同盟あり、一九〇七年八月の英露協商あつてなお、ロシアは西欧の冷視にたえ、冷遇に甘んじなければならなかった。すなわちこの時、奥匈国の両州併合にあい、ロシアは、何とかこれを掣肘せんとするが、果さず、英国起たず、フランス動か

説

ざるの状況に涙をのむ仕儀となった。両州を併合されたセルビアの訴えにも、ツアー・ニコラス二世 (Tsar Nicholas II) は、ただ「セルビアの主張は正しい、しかし準備がととのわない」と言明するのみであった。そして一九〇九年三月二日のいわゆるドイツの最後通牒の奥匈国支持宣言に、ロシアは諸問題介入企図の一切をすてて、ドイツに屈服したのであった。⁽⁴⁾

論

状況かくの如く、西欧のロシア疎外は、近代においても、歴史的に明々の事実である。ただボルシェビズムとなったロシアを疎外するのではなく、ロシアそのものを掣肘、孤立化させるのが、西欧の目的的行動であった。この相異点を忘れてはならない。かかるが故にロシアもボルシェビイキ化して、あくまで西欧に対決せんとしたともいえるのである。ソ連邦となつては、ボルシェビズムを疎外しても、ロシアを疎外しても、結果はあまり異ならないといえる。それはいうまでもない。しかしロカルノ条約において、西欧、なかんずく英国がこれを疎外した背景には、前にのべた如き、西欧のあくなきロシア冷視、疎外の伝統のあったことを忘れてはならない。むしろ英国のボルシェビズム疎外はこの一連のロシア疎外の一環として行われたものであった点を強調しなければならないのである。

- (1) The Mirage of Power, III, Documents, C. J. Lowe, op. cit., Churchill's Foreign Policy, p. 728. チャーチルは、一九二〇年三月、「休戦以来の私の政策は、ドイツ国民との平和、ボルシェビイキ暴政への戦争というところにならう」といった。
- (2) Histoire Diplomatique de L'Europe, par A. Debidour, tome second, La Révolution, Librairie Félix Alcan, 1891, pp. 79-112.
- (3) Ibid., pp. 445-476.
- (4) From Sadowa to Sarajevo, The Foreign Policy of Austria-Hungary, 1866-1914, F. R. Bridge, Routledge & Kegan Paul, 1972, pp. 288-320.

六、むすび

ロカルノ条約とミュンヘン協定の同質性

右述の如く本稿においては、一九二五年のロカルノ条約締結の意義を、種々の観点から考察してきた。ロカルノ条約は独仏間戦後抗争を止揚するもので、平和の象徴であった。ドーズ・プランとともにドイツの経済復興、ひいては欧州のそれを具体的にはからうものであった。こうして不戦条約等の平和条約、軍縮条約が各国間に締結せられた。

しかしその背後に、ロカルノ条約の真の目的がかくされていた。それはドイツをソ連から引きはなして、これを西欧陣営に緊縛することであった。そしてそれは最困難の実行であった。独露両国は長く同盟関係にあったが、英独兩國の結合はなかったからである。また英国が独ソ兩國離間の挺に用いんとしたポーランドこそは、ついに独露兩國結合の歴史的契機そのものであったからである。だが、英国は強行した。そしてドイツの熱望するその東方国境改訂への道をあげた。これぞ、ロカルノ条約に独仏白国境保障条約が存在して、独、ポーランド、チェッコスロバキア間に同趣旨のそれが、欠如している所以であった。これは英国のベルサイユ条約の非違を是正するという大義名分をうちに含んだ実行であった。そこにこうした外交の客観的説得力があった。

そして当然このロカルノ条約の布石が、最後に生かされた。それがミュンヘン協定であった。ミュンヘンにおける、N・チュムバレンのズデーテン地方と三百万ドイツ人のドイツ復帰外交がそれであった。この実行が英国のベルサイユ条約締結以来歩みはじめたそれへの対応の一つの結論となった。ミュンヘン協定は、当然のことながら抽象的に突然あらわれたものでなく、英国外交の具体的連携の中から生れてたものであった。ベルサイユ条約の非違と英国外交

が考えたものへの対応、すなわち独東国境問題、賠償問題、ルール占領問題等々の改革の中で、ミュンヘン協定への大きな一前提となるもの、これら英国戦後外交の集約されたものとしてロカルノ条約が締結せられたのであった。われわれは、ロカルノ条約の真の性格をここに求めなければならない。独東国境問題の解決。これがベルサイユ条約の非違を是正する中心問題であり、最後これがミュンヘンで処理された。そしてそれへの一階梯としてロカルノ条約があったのである。ロカルノ条約は、英国のベルサイユ条約対応の一つの大きな山を構成し、そのまま一直線にミュンヘン協定締結につながるものであった。小論はこのことを一つの主張としてここに提出したのである。